

医療法人あかつき会 コンプライアンス規程



第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、医療法人あかつき会（以下「あかつき会」という）のコンプライアンスに関する方針について定めることにより、業務運営に際してあらゆる法令やルール等を遵守し、誠実かつ公正な事業活動を遂行するとともに、自己規律に基づく経営の健全性および適切性を確保することを目的とする。

(用語の定義及び本規程の適用)

第2条 この規程で使用する用語について次のとおり定義する。

- (1) コンプライアンス：「法令等遵守」と同義であり、具体的には以下を遵守することをいう。
 - ① 職務遂行に必要な適用法令及び関係規則
 - ② 社会規範、業界ルール、職業倫理
 - ③ あかつき会規程等
- (2) 役員・職員等：理事、監事、就業規則に定める従業員、顧問、派遣職員及び業務受託者等を言う。また、他社からの受入れ出向者、他社への派遣出向者も含まれる。

第2章 基本方針

(法令等ルールの厳格な遵守)

第3条 あかつき会は、法令等遵守、即ちコンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけ、本規程においてコンプライアンス管理を明確化し、その徹底を図ることにより、職務遂行に必要な適用法令及び関係規則、社会規範、業界ルール、職業倫理、あかつき会規程等を遵守し、誠実かつ公正な事業活動を遂行するものとする。

第3章 遵守基本事項

(遵守基本事項)

第4条 あかつき会の役員・職員等は、法令等遵守し、特に以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 社会からの信頼の確立

役員・職員等は、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの信頼を確立していかなければならない。

- (2) 反社会的勢力への毅然とした対応

① 役員・職員等は、第2章（基本方針）に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした対応を行わなければならない。

② 各部署は、自らが所管する業務に関して、反社会的勢力との取引を未然に防止するため、適切に事前審査を実施するとともに、契約書等に反社会的勢力排除条項を記載する。

③ 各部署は反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、既存の債権や契約について、適切に

事後検証を実施し、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合は、コンプライアンスに関する統括責任者（以下、「コンプライアンス統括責任者」という。）と連携の上、迅速かつ適切に経営へ報告し、取引解消に取り組む。

（３）組織的犯罪による不正利用の防止

- ① 役員・職員等は、あかつき会業務がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等の犯罪活動に不正に利用されることの防止に取組まなければならない。
- ② 役員・職員等は、あかつき会業務の不正利用が、あかつき会の経営におけるリスクであると認識し、当該リスクに応じた適切な管理を実践していかなければならない。

（４）経営の透明性の確保

役員・職員等は、あかつき会の経営内容、法人情報の適正かつ公正な開示に努め、経営の透明性を確保しなければならない。

（５）利害関係先等との健全かつ正常な関係の構築

- ① 役員・職員等は、業務上の利害関係先に対して、社会通念上の社交儀礼の範囲を超える接待や便宜等を供与してはならない。
- ② 役員・職員等は、法令等で認められるものを除き、公務員・みなし公務員等への接待や便宜等を供与してはならない。
- ③ 役員・職員等は、利害関係先その他の第三者から、社会通念上の社交儀礼の範囲を超える接待や便宜供与を受けてはならない。

（６）公正な活動の徹底

- ① 公私混同の禁止
役員・職員等は、常に公私の区別を明らかにしておかなければならない。
- ② 兼職・兼業の禁止
役員・職員等は、法令諸規則等およびあかつき会規程類等の手続により認められたものを除き、他の職務に就いたり、事業を営んではならない。
- ③ 役員・職員等は、業務の運営にあたって、あかつき会の利益と相反する立場に立つてはならない。また、職務上の地位を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。

（７）情報管理の徹底

- ① 情報漏洩の禁止
役員・職員等は、法令諸規則等による合理的な理由がない限り、業務上知り得た情報やあかつき会の機密事項を他に漏らしてはならない。
- ② 情報の不正利用の禁止
役員・職員等は、その名義のいかんを問わず、未公表の重要情報やあかつき会の業務上の機密事項等を、個人的利殖行為等の不正の利益を得る目的で、またはあかつき会や他人に損害を加える目的等、不正な目的で利用してはならない。

（８）職場秩序の向上

- ① 役員・職員等は、職場秩序を重視し、常にその維持・向上をはかるよう努め、働きやすい環境を確保しなければならない。
- ② 役員・職員等は、個々人の人格・個性を尊重し、いかなる場合においても差別行為を行ってはならない。

第4章 コンプライアンス組織体制

(組織体制)

第5条 理事会は、コンプライアンスの徹底を経営上の最重要事項の一つとし、コンプライアンスに係る方針の策定や態勢整備などの重要事項を審議し、決定する。

- 2 役員は、コンプライアンスの徹底があかつき会の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のために必要不可欠であることを十分に認識するとともに、特に、自らの担当する業務に関しては法令諸規則等に照らして留意すべき点を認識し、コンプライアンス重視の経営を行う。
- 3 あかつき会全体のコンプライアンス統括責任者を理事長とする。また、各案件のコンプライアンスに関する責任者は、案件統括責任者とする。各案件統括責任者は、コンプライアンス統括責任者の指導に従い、各案件のコンプライアンスに関する活動を、責任者として実施・管理・監督する。
- 4 コンプライアンス統括責任者を不当要求防止責任者とし、反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する責任者とする。また、自組織が所在する地域を管轄する警察署に不当要求防止責任者として届け出る。
- 5 コンプライアンス統括責任者は、不当要求防止責任者として、反社会的勢力への対応に係る体制強化を図るため、不当要求等への対応に関する不当要求防止責任者講習の受講、日常的に警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と連携及び従業員教育等を実施する。
- 6 不当要求の対応にあたっては、役員・職員等の安全を最優先し、組織的に対応する。反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、原則、案件統括責任者を通じてコンプライアンス統括責任者に報告し、コンプライアンス統括責任者は、警察等と連携して、案件統括責任者や各部署等による対処を適切に指導・支援する。
- 7 投資案件について役員・職員等は潜在的なコンプライアンス上及びレピュテーション上の問題について精査し、これらの問題が発見された場合、速やかにコンプライアンス統括責任者に報告すると共に、理事会で報告する義務がある。
- 8 役員・職員等は、投資実行後の投資案件であっても、コンプライアンス上及びレピュテーション上の問題が発覚した場合、速やかにコンプライアンス統括責任者に報告すると共に、理事会に報告する義務がある。
- 9 第7項及び第8項の報告に基づき理事会は、コンプライアンス上及びレピュテーション上の問題を解決する義務を負い適切に対処する。

(コンプライアンス研修)

第6条 コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス意識の向上等のために、関係各部署と協力して、コンプライアンス研修態勢の充実を図るものとする。

第5章 管理・運営

(コンプライアンス・マニュアル)

第7条 コンプライアンス・マニュアルは、コンプライアンス統括責任者が策定し、法令諸規則等改正の場合等、必要に応じて見直しを行う。なお、コンプライアンス・マニュアルの策定および重要な見直しを行った場合は、すべての役員・職員等に周知する。

(コンプライアンス統括責任者によるモニタリング態勢)

第8条 コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス実施状況をモニタリングするものとす

る。

(経営への報告等)

第9条 コンプライアンス統括責任者は、定例的にまたは必要に応じて、理事会及び監事会に対してコンプライアンスの状況および理事会が設定した報告事項を報告する。

2 特に、重大な法令諸規則等違反、経営に重大な影響を与える事案については、速やかに理事会及び監事会に報告するものとする。

3 コンプライアンス統括責任者は、監事会に対して、緊急性の高い事項や監事から要請を受けた事項を、随時報告するものとする。

第6章 違反行為等への対応

(違反行為等を発見した場合)

第10条 役員・職員等は、業務運営に係る法令諸規則等違反その他やあかつき会規程類の重大な違反行為、またはその可能性が高い行為（以下「違反行為等」という）が発生または発見もしくは発生しようとしていることを認識した場合は、ただちに、コンプライアンス統括責任者または内部通報窓口へ報告しなければならない。

2 前項において、内部通報窓口が報告を受けた場合は速やかにコンプライアンス統括責任者にその内容を報告するものとする。

(対応)

第11条 第10条の報告を受けたコンプライアンス統括責任者は、ただちに報告内容の調査を行うとともに、違反行為等に該当した場合は、必要に応じて経営への報告を行い、違反行為等を是正する方策を講じる。

2 違反行為等の関与が疑われる役員・職員等が違反行為等の調査・是正措置に関与してはならない

3 役員・職員等が違反行為等を行った場合は、賞罰規程第3条に定める懲戒の対象となり得る。

4 違反行為等を発見し、あるいは報告を受けたにもかかわらず、正当の事由なく、第10条の規程に従った行動をとらなかった役員・職員等は、その状況を勘案して懲戒等に付することが適当と認められる場合には、違反行為等を行った者に準じて懲戒等の対象となり得る。

5 あかつき会は役員・職員等が第10条の報告をしたことを理由として、照会または報告を行った役員・職員等（以下「報告者」という）に対して解雇その他いかなる不利益取扱いをしてはならない。

6 あかつき会は、報告者のプライバシーの保護等により、職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。

7 あかつき会は調査結果及び是正内容について、原則として報告者に通知する。

8 コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス違反等の是正処置の実施状況について、必要に応じ関係部署から状況報告を求めるほか、担当部署等が行う点検等を通じて、その実施状況を確認する。

9 コンプライアンス統括責任者は前項の実施状況の確認において、是正処置が十分機能しておらず、見直し等が必要と判断されるときは、担当部署に対して是正処置の見直し等を指示する。

(公益通報者の保護)

第12条 あかつき会は、役員・職員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談また

は通報があった場合には、公益通報者保護法に定める公益通報者の保護を適切に行う。

第7章 附則

(内部通報窓口の設置)

第13条 法令諸規則等違反行為等の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上並びに法令諸規則等違反行為等の是正を図ることを目的として、内部通報窓口を設置する。

2 内部通報窓口は人事管理者を責任者とし、人事課に担当者を置く。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。ただし、組織改正に伴う担当部署名の変更など、この規程の趣旨に反しない軽微な改正については、コンプライアンス統括責任者の権限により行うことができる。

(規程の所管)

第15条 この規程は、コンプライアンス統括責任者が所管する。

改廃履歴

令和6年 10月 2日 制定

以上